

ロスパード関西 チーム規約

制定 2018年8月28日

改定 2023年3月 4日

目次

第1章 総則

- 第1条 (名称)
- 第2条 (所在地)
- 第3条 (所属団体)

第2章 目的及び事業

- 第4条 (目的)
- 第5条 (事業)

第3章 幹部

- 第6条 (幹部)
- 第7条 (幹部の責任)
- 第8条 (代表の任務)
- 第9条 (副代表の任務)
- 第10条 (主務の任務)
- 第11条 (監督の任務)
- 第12条 (キャプテンの任務)
- 第13条 (幹部の任期)
- 第14条 (幹部の解任)
- 第15条 (幹部の協力)

第4章 クラブ員

- 第16条 (クラブ員定義)
- 第17条 (クラブ員の種類)
- 第18条 (遵守事項)
- 第19条 (入部事項)
- 第20条 (休部事項)
- 第21条 (再入部事項)
- 第22条 (退部事項)

第5章 チーム運営

- 第23条 (練習)
- 第24条 (練習場所)
- 第25条 (試合)
- 第26条 (体験練習)
- 第27条 (責任)

第6章 会議

- 第28条 (会議種別)

第29条（幹部会）

第30条（総会）

第31条（納会）

第7章 資産及び会計

第32条（資産の構成）

第33条（資産の管理と支弁）

第34条（収支決算）

第35条（事業年度）

第8章 附則

第36条（施行時期）

第1章 総則

（名称）

第1条 当クラブの名称は、ロスパーダ関西と称する。

（所在地）

第2条 当クラブの所在地は、兵庫県姫路市の形町〇〇〇〇〇 町井清に置く。

（所属団体）

第3条 当クラブは、一般社団法人日本パラアイスホッケー協会に所属する。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 当クラブはパラアイスホッケー競技を通じて、関西地域におけるパラアイスホッケーの普及・発展を図るとともに、心身ともに健全な人間育成を目標とする。

（事業）

第5条 当クラブは、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 パラアイスホッケー全国クラブ選手権への参加
- 二 技術向上に向けた練習の実施
- 三 日本代表選手の育成
- 四 前各号の他、当クラブの目的を達成する為に必要な事業

第3章 幹部

（幹部）

第6条 当クラブには、次の幹部を置く。ただし

- 一 チーム代表（以下、代表）
- 二 チーム副代表（以下、副代表）
- 三 主務
- 四 監督
- 五 キャプテン

(幹部の選任)

- 第7条 代表及び副代表は、総会において当クラブ員が選出する。
2. 代表・副代表を除く各幹部間の兼任は妨げないものとする。
 3. 監督、主務及びキャプテンは、代表が委嘱する。

(代表の任務)

第8条 代表は、当クラブの業務を総括し、当クラブを代表する。

(副代表の任務)

第9条 副代表は、代表と協議しながら当クラブの業務をサポートする。

(主務の任務)

- 第10条 主務は、代表と協議しながら当クラブの円滑な運営に向け次項の業務を行う。
- 一 会計業務
 - 二 協会との連絡
 - 三 練習場の確保
 - 四 その他本団体運営に関わる業務
2. 主務は、自分の権限範囲内において副務を任命することが出来る。

(監督の任務)

- 第11条 監督は、練習運営に対する決定及び試合時にベンチワークを行う。
- 一 練習内容の決定
 - 二 試合時のベンチワーク
 - 三 コーチ（若干名）の指名と指示

(キャプテンの任務)

- 第12条 キャプテンは、監督及びコーチの指示のもと、チームの士気を高め団結を図る。
- 一 練習運営のサポート
 - 二 試合時における監督及びコーチの指示の伝達
 - 三 副キャプテンの指名

(幹部の任期)

- 第13条 当クラブの幹部の任期は1年とし、再任を妨げない。
2. ただし、代表の任務遂行が不可能になった場合、代表若しくは幹部会の決定において副代表が本団体の業務を遂行し、当該する期間が終了した後に新たな代表を選出する。
 3. 代表を除く幹部の任務遂行が不可能となった場合は、代表若しくは幹部会の決定において代理者を任命し、当該する期間が終了した後に新たな幹部を選出する。

(幹部の解任)

第14条 幹部は、次の各号に該当するときは、当クラブ員の2分の1以上の賛成により、幹部決議にて解任することが出来る。ただし、この場合幹部会で決議する前にその幹部に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他幹部たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(幹部の協力)

第15条 幹部は自身の業務に限らず、相互に協力し合い、当クラブ運営を遂行しなければならない。

第4章 クラブ員

(クラブ員定義)

第16条 障がい者・健常者・男女を問わず健全にパラアイスホッケーを楽しむ当クラブに所属する全構成員とする。

(クラブ員の種類)

第17条 クラブ員の種類は以下のとおりとする。

- 一 幹部（代表、副代表、監督、主務、キャプテン）
- 二 コーチ
- 三 スタッフ
- 四 選手
- 五 未成年選手の保護者

2. スタッフについては、必要に応じマネージャー・トレーナー・用具担当・広報（SNS管理者）等の役割を設ける。

(遵守事項)

第18条 クラブ員は、次の号を遵守して当クラブ運営に協力しなければならない。

- 一 当クラブに関係するすべての人を尊重し、行動しなければならない。
- 二 練習参加については、当クラブが別途規定する参加費を遅滞なく納めなければならない。
- 三 練習、試合には参加することを前提とし、欠席する場合は原則代表に連絡しなければならない。
- 四 代表以下クラブ幹部の指示に協力し、クラブ運営の規律を乱してはならない。

(入部事項)

第19条 入会の資格は規約第18条を遵守出来る者とし、その他年齢、経験、及び国籍等を一切問わない。

- 2. 入部の承認は、入部希望者にて入部申込書・同意書に記入・提出し幹部会にて行う。
- 3. 入部希望者が未成年の場合は、その保護者の代筆を可能とする。

(休部事項)

第20条 当クラブにおいて競技継続の意思があるものの、一身上の都合により競技の継続が不可になったものを休部者と定義する。

- 2. 休部の承認は、前項の2ないし3と同等とする。
- 3. 休部の期間については、最長3年間とする。

(再入部事項)

第21条 以前当クラブに所属し、3年以内に再度入部する者を再入部者と定義する。

2. 再入部の承認は、前項の2と同等とする。

(退部事項)

第22条 以下の号に当てはまる者を退部者とし、退部の承認については幹部会にて行うものとする。

- 一 当クラブで競技継続の意思が無い者
- 二 第18条を著しく違反する者

2. 他クラブへの移籍意思がある場合も同様に幹部会を開催し、その承認をもって移籍を認める。ただし、否認されればその限りではない。

第5章 チーム運営

(練習)

第23条 練習時の運営は監督、コーチ陣が担当し、スタッフ及び未成年の保護者等が協力のもと行う。

(練習場所)

第24条 練習場所については、下記を中心として行い、その他の場所においても実施する。

- 一 ひょうご西宮アイスアリーナ（兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目16番9号）
- 二 滋賀県立アイスアリーナ（滋賀県大津市瀬田大江町17-3）

(試合)

第25条 試合での選手起用、戦術については監督、コーチに一任し、リンクサイドからの選手への直接指導は行わない。

(入部希望者の部費)

第26条 入部を希望する者（入部希望者）は、既定の部費について最大6か月間免除を可能とする。それ以降体験含め練習参加する場合は、既定の参加費を徴収する。

(責任)

第27条 練習中及び試合中の怪我、事故について応急処置等を行うが監督、コーチに責任は問わない。

第6章 会議

(会議種別)

第28条 当クラブには、次の会議を置く。

- 一 幹部会
- 二 納会
- 三 総会

(幹部会)

第29条 幹部会は、定期幹部会及び臨時幹部会とし、定期幹部会は年2回開催する。

- 1. 幹部会は幹部在任数の半分以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することが出来ない。
- 2. 緊急事案等については、代表が召集した臨時幹部会にてこれを議決する。
- 4. 幹部会の議長は代表がこれにあたる。

5. 幹部会はその出席構成員の過半数の議決による。
6. 賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会)

第30条 総会は、定期総会及臨時総会とし、定期総会は年1回開催する。

2. 総会の開催要件は、クラブ員の過半数とし、事情がある場合は代表に議決権を委嘱することが出来る。
3. 総会の議事は、議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 未成年クラブ員の議決については、その保護者と合わせて1とする。
5. 定期総会については、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 規約の改廃
 - 二 幹部の改選
 - 三 年間の予算案
 - 四 その他、本クラブ運営に関わる事項
6. 臨時総会は、重要な事項を審議する場合、クラブ員の3分の1以上の要請若しくは代表の召集により開催する。

(納会)

第31条 納会は、年1回開催する。

2. 納会の議長は代表がこれにあたる。
3. 納会は、次年度総会との同時開催を可能とする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本クラブの資産は、クラブ員からの参加費及び各種団体からの寄付、それに付帯する雑収入とする。

(資産の管理と支弁)

第33条 本クラブの資産は主務が管理し、本クラブの業務遂行に要する経費は同資産をもって支弁する。

(収支決算)

第34条 本クラブの収支決算はチーム代表が作成し、毎事業年度終了時の納会にて承認をえなければならない。

2. 年度繰越金が発生した場合においても、同納会にて承認をえなければならない。

(事業年度)

第35条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる事とする。

第8章 附 則

(施行時期)

第36条 本規約は、2018年8月28日より実施する。また、必要に応じ改定を実施する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

〒671-0000

姫路市00000000

代表者 町井 清